

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和7年7月17日

鹿児島県知事

塩田 康一



1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

「鹿児島県スタートアップエコシステム海外研修(米国シリコンバレー)」旅行等手配業務委託

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書のとおり

(3) 履行期限

令和7年12月26日まで

(4) 履行場所

入札説明書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島県内に本社または営業所等を有する旅行業法第1種、第2種及び第3種旅行者であること。

(3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団

イ 役員等が暴力団員等であると認められる法人等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人その他の団体又は個人

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人



3 入札の方法等

(1) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書・代理委任状の押印省略について

入札書及び代理委任状の押印を省略しようとするときは、入札前に官公署（独立行政法人、特殊法人を含む。）が発行する顔写真付き証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）で入札者（代理入札の場合は代理人）の本人確認を行う。

(3) 入札書の提出日

日時 令和7年7月28日（月）午前10時30分

(4) 入札書の提出場所

場所 鹿児島県庁行政庁舎15階 入札室（建築課）
（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(5) 入札の提出方法

（4）の提出場所に持参すること。

(6) 開札の日時及び場所

入札日及び入札場所に同じ

(7) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

（ア） 交付場所 鹿児島県商工労働水産部産業立地課新産業創出室（行政庁舎10階）

（イ） 交付期限 令和7年7月22日（火）午後5時

(8) 入札説明会の開催日時及び場所

無し

4 契約条項を示す場所及び期限

3の（7）のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。



ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(13)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 代理権を有しない者のした入札
- (3) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札書の記載事項（入札年月日及び住所を除く。）が判別できない入札書、入札金の記載事項（入札金額を除く。）の訂正に押印のない入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (8) 入札執行者が特に示した入札の条件に違反した入札
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (10) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (11) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (12) 失格した者の入札
- (13) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 提出書類

次の(1)から(5)までの書類を入札時に提出すること。

- (1) 入札書
- (2) 委任状（代理人が入札に参加する場合）
- (3) 5の(1)のア又はイに係る書類（入札保証金の納付の免除を受ける場合）
- (4) 2の(2)を証する書類（旅行業登録通知書、旅行業登録票等）の写し
- (5) 誓約書及び役員等名簿（本県の入札参加資格者名簿等に登載されていない場合）

※「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」に基づき、県警に照会を行う際に必要な書類となります。

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 落札者がいない場合の処置

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに再度の入札を行う。

再度入札においても予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちにその場で再々度入札まで行う。

再度入札、再々度入札でも落札者がいないときは、最低価格入札者から順に見積書を徴収し、予定価格の範囲内の見積書を提出した者と随意契約するものとする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県商工労働水産部産業立地課新産業創出室

担当：福坪

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号：099-286-2964

FAX：099-286-5578

